

○南会津町元気のでる地域づくり支援事業補助金交付要綱

平成23年3月22日

告示第19号

(趣旨)

第1条 地域資源を活用した地域力の維持強化につながる発展性及び持続性の高い事業に対し、南会津町補助金等の交付等に関する規則（平成18年南会津町規則第59号。以下「規則」という。）及びこの告示の定めるところにより、予算の範囲内において南会津町元気のでる地域づくり支援事業（以下「支援事業」という。）補助金を交付するものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、構成員の半数以上が南会津町に住所を有する者（以下「町民」という。）で、かつ、町民が5人以上在籍する次に掲げる団体とする。

- (1) 地域づくり活動を行う団体、NPO法人、運営委員会等の団体
- (2) 集落及び集落から発展した団体で、その構成員の半数以上が事業の対象となる集落に居住する団体
- (3) 構成員の半数以上が18歳以上40歳未満である団体

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、地域住民が自発的及び創造的に実施する事業において、地域性及び先駆性を有する事業で、次に掲げる事業とする。

- (1) 前条第1号に規定する団体が行う事業（一般枠）
- (2) 前条第2号に規定する団体が行う事業（集落枠）
- (3) 前条第3号に規定する団体が行う事業（若者枠）

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、補助の対象としない。

- (1) 本町が実施する他の助成制度の対象となるもの

- (2) 活動の主たる効果が本町以外で生ずるもの
 - (3) 政治又は宗教布教を目的とするもの
 - (4) 事業の主要部分を他の団体等に委託するもの又は他の団体等から委託されたもの
 - (5) 同一年度内において、本補助金を受けた他の団体と構成員が半数以上重複しているもの
 - (6) 補助対象事業費のうち6割以上が備品の購入費用であるもの
 - (7) 適正な管理が見込めない財産の取得を行うもの
 - (8) 団体の事業計画がイベントのみを実施するもの
 - (9) 各種団体及び施設等の維持管理に係る運営費であるもの
 - (10) 食糧費であるもの
 - (11) その他町長が適当でないと認めたもの
- (補助金の額)

第4条 補助金の額は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 一般枠及び集落枠は、対象事業費の10分の8以内とし、50万円を限度額とする。
 - (2) 若者枠は、対象事業費の10分の8以内とし、100万円を限度額とする。
 - (3) 前2号において、本事業以外の補助事業（以下「他の補助事業」という。）により補助を受けている場合は、補助対象事業費から他の補助事業による補助金を減じた額を対象事業費とする。
- 2 町長は、特に必要と認める事業の補助率及び補助金の額を、別に定めることができる。
- 3 前2項の規定により算出した額に、1,000円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。
- (補助の回数)

第5条 補助金の交付は、1事業につき1年度に1回とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合で、町長が特に必要と認める事業については、3回を限度として補助金を交付することができるものとする。

- (1) 単年度では完了しない継続事業等、明確な事業計画のある事業
- (2) 前年度より補助金依存度が低下する等、自立に向けた取組が明確に認められる事業
- (3) 前年度に顕著な事業効果が認められ、更なる発展性が見込まれる事業

2 令和2年度までに補助金の交付を受けた団体は、令和2年度以前の交付決定回数を累計し、6回を限度として補助金の交付を受けることができる。

3 町長は、特に必要と認めるときは、補助の期間を別に定めることができる。
(交付申請書の提出)

第6条 規則第4条第1項に規定する申請は、南会津町元気のでの地域づくり支援事業補助金交付申請書(様式第1号)によるものとする。

2 前項による申請は、原則、事業実施の30日前までに行わなければならない。

3 規則第4条第2項第1号に規定する収支予算書は、収支予算書(様式第2号)によるものとする。

4 規則第4条第2項第2号に規定するその他別に定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業実施要綱等
- (2) 機械・器具、備品等の設備に係るものにあつては、見積書等
- (3) 団体名簿(住所を確認できるもの)
- (4) その他町長が必要と認める書類

(交付決定並びに不交付決定)

第7条 町長は、前条の規定により申請された事業内容を審査の上、補助する場合は補助すべき金額及び補助の条件を、又補助しない場合はその旨を交付申請書を受理した日から20日以内に申請者に通知するものとする。

(審査の基準)

第8条 前条における審査基準は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業計画及び効果に関する評価
- (2) 発展性及び持続性に関する評価
- (3) 自立性に関する評価
- (4) 予算計画の妥当性に関する評価
- (5) 既に補助金の交付を受けた事業にあつては、問題及び課題の検証がされ、改善等がなされること。

2 一般枠は、前項の審査基準に加え、次に掲げる事項について審査を行う。

- (1) 公共性に関する評価
- (2) 先進性に関する評価
- (3) 他団体との協働に関する評価

3 集落枠は、第1項の審査基準に加え、次に掲げる事項について審査を行う。

- (1) 地域が抱える課題に関する評価
- (2) 地域住民の事業参加の状況に関する評価

4 若者枠は、第1項の審査基準に加え、次に掲げる事項について審査を行う。

- (1) 若者の参加に関する評価
 - (2) 若者の定住、交流及び関係人口に関する評価
- (変更の承認申請)

第9条 規則第6条第1項第1号又は第2号の規定により町長の承認を受けようとする場合は、南会津町元気のでる地域づくり支援事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

2 規則第6条第1項第1号に規定する別に定める軽微な変更は、補助対象経費の10分の3以内の増減とする。

3 第1項の規定による申請の承認は、町長が行う。

(概算払)

第10条 町長は、必要と認めるときは、この告示に定める補助金について事業の進捗状況に応じて、概算払の方法により補助金を交付することができる。

2 前項の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、南会津町元気の
のである地域づくり支援事業補助金概算払請求書（様式第4号）に次に掲げる
書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 金額を証する書類
- (2) その他町長が必要と認める書類

3 概算払による場合、1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

（実績報告）

第11条 規則第13条に規定する実績報告は、南会津町元気ののである地域づくり支
援事業実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、事業完了の日
から起算して30日を経過した日又は交付決定の日に属する年度の3月31日の
いずれか早い日までに行わなければならない。

- (1) 収支決算書（様式第6号）
- (2) 機械、器具、備品等の整備又は事務費等に係るものにあつては、領収書
又は支払を証する書類（写し）及び写真
- (3) その他町長が必要と認める書類

（補助金の交付請求）

第12条 補助金の交付決定を受けた事業者は、事業が完了した場合は、前条の
実績報告書と併せ、南会津町元気ののである地域づくり支援事業補助金請求書（様
式第7号）を町長に提出しなければならない。

（会計帳簿の整理等）

第13条 補助金の交付を受けた補助事業者等は、補助金の収支状況を記載した
会計帳簿その他の書類を整備し、補助事業の完了した日の属する会計年度の
翌年度から起算して5年間保存しておかななければならない。

（町への協力）

第14条 この告示による補助を受けた事業者は、町が行う事業に対し、積極的
に協力するものとする。

(その他)

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、南会津町地域活性化発展支援事業補助金交付要綱（平成18年南会津町告示第24号）、南会津やまなみ泊覧会発展支援事業補助金交付要綱（平成20年南会津町告示第64号）、南会津やまなみ泊覧会発展支援事業補助金交付要綱（平成22年南会津町告示第9号）の規定によりなされた補助金の交付については、それぞれこの要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成25年告示第7号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年告示第2号）

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年告示第51号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年告示第24号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5年告示第68号）

この告示は、令和5年7月1日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

南会津町元気のでる地域づくり支援事業補助金交付申請書

年 月 日	
南会津町長 <div style="text-align: center;"> 住 所 団 体 ・ 企 業 名 代 表 者 役 職 ・ 氏 名 電 話 </div>	
次のとおり事業を実施したいので、補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。	
事業の名称	
補助申請額	
解決すべき地域の課題等	
申請メニュー	一 般 枠 ・ 特 別 枠 (継続： 年目)
事業の概要及び計画	
事業の予定期間	年 月 日 ～ 年 月 日
事業の効果及び発展・持続性	
将来の目標	
課題・問題点の検証と改善策(継続事業)	

添付書類

- ・収支予算書(様式第2号)
- ・事業実施要綱等

※該当欄に記載しきれない場合は、別紙(A4サイズ)を適宜作成し添付すること。

様式第2号（第5条関係）

収 支 予 算 書

1 補助対象事業費及び補助金交付要望額

補助対象事業費	(円)
補助金交付要望額	(円)

2 事業費の収支内訳

(1) 収 入

(単位：円)

科 目	金 額	説 明
町 補 助 金		
合 計		

(2) 支 出

(単位：円)

科 目	総 事 業 費	左のうち補助 対 象 事 業 費	説 明
合 計			

様式第3号（第8条関係）

南会津町元気のでる地域づくり支援事業変更（中止・廃止）承認申請書

南会津町長		年 月 日	
住 所 団 体 ・ 企 業 名 代 表 者 役 職 ・ 氏 名 電 話			
次のとおり事業計画を変更（中止・廃止）したいので、承認くださるよう申請 します。			
事業の名称			
補助決定額		変更後の 補助額	
申請 メニュー	一 般 枠 ・ 特 別 枠 （継続： 年目）		
交付決定日	年 月 日付け 南会津町指令 第 号		
事業の期間	年 月 日 ～ 年 月 日		
変更後の 事業の期間	年 月 日 ～ 年 月 日		
変更（中止・廃止）の内容及び理由			

様式第4号(第9条関係)

南会津町元気のでる地域づくり支援事業補助金概算払請求書

南会津町長		年 月 日
住 所 団 体 ・ 企 業 名 代 表 者 役 職 ・ 氏 名 電 話		㊟
口座振替先 金融機関名		
支店名		
ふりがな 口座名義人		
口座種別 口座番号		
次のとおり請求します。		
事業の名称		
申請 メニュー	一 般 枠 ・ 特 別 枠 (継続: 年目)	
交付決定年月日 及び指令番号	年 月 日付け 南会津町指令 第 号	
交付決定額		
今回請求額		
残額		

添付書類

- ・ 着手した事業量を証する書類
- ・ 通帳表紙の写し(口座名義人、口座番号が確認できるもの)

様式第5号(第10条関係)

南会津町元気のでる地域づくり支援事業実績報告書

年 月 日	
南会津町長	
住 所 団 体 ・ 企 業 名 代 表 者 役 職 ・ 氏 名 電 話	
事業が完了したので、関係書類を添えて報告します。	
事業の名称	
申請 メニュー	一 般 枠 ・ 特 別 枠 (継続: 年目)
補助決定額	
交付決定日	年 月 日付け 南会津町指令 第 号
事業の期間	年 月 日 ~ 年 月 日
事業の実績 及び将来の課題	

添付書類

・収支決算書(様式第6号)

様式第6号(第10条関係)

収支決算書

1 収 入

(単位:円)

科 目	金 額	説 明
町 補 助 金		
合 計		

2 支 出

(単位:円)

科 目	総事業費	左のうち補助 対象事業費	説 明
合 計			

様式第7号(第11条関係)

南会津町元気のでの地域づくり支援事業補助金請求書

南会津町長	年 月 日
住 所 団 体 ・ 企 業 名 代 表 者 役 職 ・ 氏 名 電 話	㊟
口座振替先 金融機関名	
支店名	
ふりがな 口座名義人	
口座種別 口座番号	
次のとおり請求します。	
事業の名称	
申請 メニュー	一 般 枠 ・ 特 別 枠 (継続 : 年目)
交付決定日 及び指令番号	年 月 日付け 南会津町指令 第 号
交付決定額	
受領済額	
今回請求額	
残額	

添付書類

- ・ 通帳表紙の写し(口座名義人、口座番号が確認できるもの)